

平成16年第8回教育委員会記録

平成16年5月26日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成16年5月26日(水)午後2時02分～午後2時43分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 大藏 雄之助
職務代理者
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継 庶務課長 和田 義 広
学校運営課長 馬場 誠 一 学務課長 井口 順 司
施設課長 吉田 順 之 指導室長 松岡 敬 明
中央図書館長 倉田 征 壽
社会教育 武笠 茂 中央図書館 清水 文 男
スポーツ課長
事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 7 名

会議に付した事件

(議案)

議案第35号 杉並区立学校教科用図書採択に関する規則

議案第36号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を
改正する規則

(報告事項)

- (1) 訴訟の判決結果について
- (2) 「杉並区子ども読書活動推進委員会」の設置について

目 次

会議録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第 35 号 杉並区立学校教科用図書採択に関する規則	3
議案第 36 号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館 条例施行規則の一部を改正する規則について	8
報告事項	
(1) 訴訟の判決結果について	10
(2) 「杉並区子ども読書活動推進委員会」の設置について	11

委員長 ただいまから、第8回教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いをいたします。議事日程はご案内いたしましたとおり、議案が2件、報告事項が2件となっております。では、初めに議案の審議に入ります。

日程第1、議案第35号「杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長から説明をお願いいたします。

教育長 委員長、本議案につきましては、庶務課長の説明の前に私のほうから経過について予め説明をさせていただきます。

4月28日の第6回教育委員会定例会において、「杉並区立小中学校教科用図書調査事務処理要綱」を制定したという報告をいたしました。それに対して、委員の皆さんからいろいろご意見をいただきましたが、その中で、採択の仕組みを教育長限りではなく、教育委員会として審議決定をし、公布という形で区民の皆さまに報告する。というほうが自治基本条例の趣旨にもそぐうということを考えまして、今般、改めて「規則」で制定するという提案をさせていただくことにしたものです。採択について他の自治体の例を見ますと、教育長の権限で要綱を制定するという方法もあれば、教育委員会で審議をして規則という形で定めるという自治体もありますので、特に支障はないと考えています。併せて内容的にも、第6回教育委員会で各委員から出されたご意見については、最大限尊重して汲み上げるということで書かせていただいております。

なお、今日この議案が可決されましたら、ご報告しました「杉並区立小中学校教科用図書調査事務処理要綱」については、廃止をするという手順を取りたいと考えています。細かなことにつきましては、庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 議案第35号「杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則」について説明いたします。制定の経過につきましては、いまの教育長からの説明のとおりです。制定の理由ですが、改めて、教育委員会が地方教育行政の組織運営に関する規則第23条第6に基づき、区立小学校、中学校及び養護学校の教科書を採択する際に必要となる事項について定めるために、規則を制定するものです。

規則の概要。第1章「総則」については、1条から2条で規定しています。第1条は目的規定になっています。第2条は、「教科書採択の基本方針」として、「適正かつ公正な採択に努めること。教科書に関する専門的な調査を行い、その成果を生かすこと。教科書に関する情報を提供するとともに、区民意見の把握に努めること」と定めています。

第2章、「教科書調査委員会」ですが、第3条から8条です。第3条は、教科書調査委員会について、小中学校で使用する教科書の採択に必要な調査を行うために、教科書調査委員会を設置する旨定めています。構成ですが、小中学校の校長等と、小中学校の児童・生徒の保護者の中から

教育長が委嘱する委員により組織すると定めています。

第4条は、「調査委員会の調査及び報告」についてです。採択の対象となるすべての教科書について、内容、構成、表記など、教科書その他教科書採択に必要な事項について調査し、その結果を教育委員会に報告するものとしています。第5条は、「調査委員会の議事」ということで、委員長、副委員長、議事及び議決の定足数が過半数、議決が可否同数のときは委員長が決定するものと定めています。第6条は、「種目別調査部会」について。第7条は、「小学校、または中学校における調査」について定めています。

第8条は、教科書展示会及び区民からの意見聴取について定めており、教科書の展示会を区内の複数の場所において開くこと。それから、区民から広く意見を聴取することに努めなければならないとしています。

第3章は、第9条から第12条までで、107条委員会についての定めでございます。第9条は、107条教科書調査委員会について、養護学校及び身障学級を設置する小中学校の校長等の中から、教育長が委嘱した委員を組織し、調査事務を行う旨定めてございます。第10条は、107条委員会が行う調査についてですが、107条教科書に関する調査を行い、教育委員会に報告すると定めています。第11条、議事については、教科書調査委員会と同じということでこれに準じて定めています。第12条は、養護学校等における調査を定めたものです。

雑則が第4章ということで、第13条、第14条です。第13条については調査委員会と107条委員会の庶務を指導室で行うこと。第14条については、規則の施行について必要な事項を教育長に委任することを定めています。

規則の公布ですが、公布の日として本日を予定しております。説明は以上です。

委員長 ただいまの教育長、庶務課長のご説明を含めて、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

大蔵委員 趣旨は大体前とそんなに違いませんので、私は結構だと思います。ただ、教育委員会の業務で日常的なことをどんどん進めるのには、教育長に委任されている部分というのは非常に多いですね。だから、要綱というのは当然教育長の権限で決めていいということで、この前もそのようなことだったのですが、今度廃止するのも教育長がお決めになればできることでしょう。しかし、これは教育長の一存でできることですが、教育委員会の規則にしたほうがいいということで、ひとつ上の段階にお上げになるということですね。それは重みを増すことですから、私は結構だと思います。

宮坂委員 内容的には当然前に検討しました調査事項の処理要綱、あるいは採択事務の改善についていろいろ議論した点が含まれるわけですね。それなら結構だと思います。

それから1つ、これはどうでもいいことかもしれませんが、教科書の採択は「適正かつ公正に努めること」というのは、全くそのとおりで結構なのですが、もっと具体的に適正ということをはっきりさせるために、「学習指導要領に基づいて適正かつ公正な採択に努める」という一文は要りませんか。

指導室長 本規則が可決しますと、更に実際の調査事務に関わりまして、「調査事務処理要綱及び調査事務に関する手引」というものを教育長決裁で制定する予定にしています。その手引の中で、具体的に「学習指導要領と照らして適正なもの」という調査項目で記載しています。

宮坂委員 重複していますから要らないといえは要らないのですが、ただここには新しく「すべての教科書」というものが入っていますから。

教育長 教科書について、学習指導要領に基づいた事務処理をするというのは、その規則性からいうと当然のことです。つまり教育委員会で定める規則の上位規定になるわけですから、それは当然重複するという理解ですけれども、入念規定でどうしても必要であるならば、根拠をはっきりさせるということについては、私は差し支えないと思います。あえてそれはあたりまえのことという理解ですが、これが可決されましたらお話をしようと思っていたのですが、具体的な事務処理については、当然調査をするに当たってそれが準則になるということは、いま指導室長が言いましたように、はっきりさせることになると思います。それは、もう委員の皆さんのご意向でいかようにも。

宮坂委員 分かりました。

委員長 ここで言おうとしていることは、それも含めてより広範に適正かつ公正という意味ですよ。だから狭めないほうがいいのではないですか。

教育長 そうです。当然「適正かつ公正」ということは前提は学習指導要領です。それから、第2条の2項も、「教科書に関する専門的な」は、これも当然学習指導要領が前提だと思えます。第3項の「教科書に関する情報提供」、それから「区民の意見の把握」、これも文部科学省の開かれた教科書採択というものについて、言葉を言い換えればこういうことですから、当然1項、2項、3項は学習指導要領を受けた規定が全部かぶさっている、という理解でいいわけですが、あえて入念に書く必要があるとすれば、文言的には入れて構わないです。

宮坂委員 「すべての教科書」は、こちらに重複して載せるわけですか。教科書を選ばないで、すべての教科書について調査をする。

教育長 そうです。

委員長 ほかにございますか。

教育長 いまの点、皆さんのご意見で、原案どおりか修正するかですね。

委員長 分かりましたというのだから、よろしいのではないですか。

教育長 そうですか。

委員長 ちょっとお聞きしたいのですが、第3条第2項に「保護者」という言葉が出てきますね。

それで、保護者の規定というものが、いままできっちりしたものを見たことがないのですが、保護者の定義、その辺はどのように考えられていますか。一般的に使う用語ですから。例えば区民といえば、自治基本条例で「区民とは」というのであるわけです。区民意見を述べる、「区民」というのは誰だということは分かっているわけです。この「区民」も特別に使ったりしますからね。この自治基本条例の区民というものは、こういうことだということであるわけですね。

庶務課長 現在、小中学校に通っておられる児童・生徒の親権者、もしくはその監護者という形を想定しています。

大蔵委員 ということは、学校に届け出るいろいろな書類には、保護者の名前を書いて出しているわけですね。その人たちが保護者であるということが前提ですか。

委員長 その辺をきちんとしておかないと、まずいですね。

庶務課長 学校への保護者の届け出の場合は、代表としてどちらかお一人というケースが多いのではないかと思いますのですが、いずれにしても規定上は現在学校に通っている児童・生徒の親権者、監護されている方という理解を私どもとしてはしているところです。

指導室長 正式な保護者が誰であるかという届け出というのは、学校では行ってはおりませんが、例えば保険関係の書類や家庭環境調査のような書類には、当然のことながら保護者とありますし、あとは指導要録に記載される方が保護者という認識であります。

教育長 だから委員長のお尋ねは、誰を委員にするかということをお尋ねに委任していますよね。そうすると、用語の定義の問題として、教頭、これは学校教育法に定める教頭。主幹というのは、学校教育法にはないのです。それで教諭はありますよね、教育特例法、学校教育法全部に概念があります。

保護者、これは教育長が委嘱をしたときに、これが保護者なのかどうかという範囲が無限定になってしまうのではまずいだろうと。だから、保護者の概念をはっきりさせる必要があるのではないか、というのが委員長のお尋ねではないかと思います。

先ほどの話で、もともと要綱を規則に定めようと。つまり教育長のフリーハンドでできるのだけれども、教育長のフリーハンドにしないで委員会でやろうとしたのだから、その範囲というのは教育委員会として概念をはっきりさせておくのが筋だろうということはあると思います。だから、その用語定義はどこにもないから、主幹などは東京都だけの制度ですし。

大蔵委員 先ほどの庶務課長の「親権者」というのがありましたが、親権があるかどうかは分から

ないですよ。裁判で親権を取られているけれども、一緒に生活をしているかもしれないですよ。

だから、それは非常にあいまいなのですね。それから、両親がいない人もいるわけですよ。

教育長 学校教育法第何条にあるようにとおっしゃっているのがあれば、それを引っ張ればいいですよ。

庶務課長 学校教育法の第 22 条「保護者」ということで、「子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう」という形の範囲ということでございます。

教育長 とすれば、ここに保護者（学校教育法昭和 22 年法律第 26 号第 22 条第 1 項に定めるものをいう）ということを書いておけば範囲がはっきりしますね。第 3 条の第 1 項に、教科書概念をはっきりして除いているでしょう。だから、そういうことで補えばはっきりします。

委員長 以前は P T A だったのです。それが保護者になってきているのです。だから、変わったということの理由と定義はやはりきちんとしておかないと、誤解を招くわけですよ。

大蔵委員 T は非常に薄れていますけれども。しかし、P T A は先生も入っているから。

宮坂委員 P T A というのは、P はペアレンツ、両親ということですか。保護者というのは、あまり考えたことはなかったのですけれども、具体的に言いますと、1 人の子どもに対して 2 人いるわけですよ。もちろん、お 1 人の場合もありますけれども、通常の場合はどちらが保護者になるのですか。やはり父親ですか。届け出たほうということですか。

大蔵委員 親権となれば、両方でしょう。

庶務課長 それは両方です。

大蔵委員 それから、親権はあるけれども、両親なり親が病弱で、事実上はおじいさんやおばあさんが面倒を見ているということもあるわけですよ。それは、親権者のうちに考えるのかどうか。言い出すと切りがないので、法律の条文を書いておけばいちばんいいと思います。

教育長 紛れをなくすためには、教育長に委任する範囲として、保護者の下に括弧して根拠をはっきりさせておけば、本当に対象が限定されますね。

安本委員 もう 1 回、いまのを読んでいただけますか。

庶務課長 学校教育法第 22 条の規定ですが、「保護者」ということで、「子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう」と。上位法との関係で言いますと、「学校教育法」、あるいは「教科書の無償の措置に関する法律」の中で、それから「地教行法」ということで、この教科書採択事務が教育委員会にあり、その中で今回規則という形で決めさせていただきました。今後作成する事務の手引の中では、その辺を明記させていただいて、保護者については、そういう取扱いをするということでご理解いただければ、このまま。いや、もう少し明確化するという意味で再度修正するのであれば、今日ここで決めていただければと思います。

委員長 第14条で、先ほど指導室長が言われましたが、この規則をサポートするような実施の規則というのを作られるわけですね。実施規則という言葉は正確ではないと思いますけれども。

指導室長 はい、作成いたします。

委員長 そこで規定が出てくるわけですね。けれども、いまの問題は、より明確にここで謳っていたほうがいいですね。

庶務課長 規則を一部修正するということでしょうか。

委員長 そうです。

教育長 教育長の委嘱の範囲を限定するという意味で、保護者の範囲を規則の中で明記すると。それについては括弧書きでいく。

庶務課長 第3条のところで、保護者の範囲については規則の中に入れるという形で修正をするということですね。

委員長 ではこれについては、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 では一部修正させていただいて、可決することにさせていただきます。

教育長 いま、修正可決されましたので、直ちに公布手続きを取ることを前提にいたしまして、第14条に基づく具体的な調査委員会に関する事項等々、要綱、それから調査に当たったの事務の手引を、本日委員会終了後策定します。併せて、区民の皆さんに公表いたします。

本日の委員会の中では報告できませんので、次回直近の委員会で要綱・手引については報告をさせていただくということで、ご了解をいただきたいと思います。

大蔵委員 公布はいつするのですか。

教育長 本日公布いたします。

大蔵委員 ではすぐに施行されるのですか。

教育長 はい、直ちに。

庶務課長 直ちに修正しまして、公布されます。

委員長 続きまして、日程第2、議案第36号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第36号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明します。改正の理由ですが、公共施設予約システムの変更にともない、規定整備をするために行うものです。

改正の概要は、4枚目の新旧対照表をご覧ください。第4条ですが、抽選申込みの仕組みに会館を加えるということで、下が旧規定、上が新规定になります。会館を加えるという改正をし「以

下センター等という」としてあります。以下、この「センター等」という読み替えの規定の改正です。実質的な改正ですが、第10条で、それぞれ第2項の1号、2号のところで「使用日から何日」という規定を「別に定める日から」とするということです。改正の中身は、無断使用・取消し等に関わる抽選申込み及び使用申込み受付停止期間の起算日を、これまでの「使用日」から「別に定める日」として、適切な運用を図るということで改正するものです。

改正の3点目ですが、別表に定めております。これまで、抽選申込みは月に1回ということでしたが、これを2回に分けて行うこととして、申込み期間と使用の申請期間について、それぞれの改正をしたものです。下段の表のホールの例で申しますと、これまでの抽選申込みでは、「7月前の月の1日の午前10時から同月10日の午後8時まで。それから使用の申請期間が、同月12日の午前10時から同月26日の午後8時まで」となったものを新しい2つの抽選申込み期間にするということです。

上段の表ですが、使用日の属する月の7カ月前の1日の午前10時から7日の午後8時までが第1次抽選申込期間で、2回目の申込期間は、13日の午前10時から19日の午後8時まで。それに合わせて、使用申込みをする方も、第1次は8日の午前10時から12日の午後8時まで。第2次は、20日の午前10時から24日の午後8時まで。同様に、集会室等も2カ月前の申込みですが、同じような規定の整理をいたします。

別表に付いている付記は、前文改正をした関係でラインが引いてありますが、この項については改正はしておりません。

施行期日は、平成16年6月1日を予定しています。以上です。

委員長 では、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

大蔵委員 たしか、広報すぎなみに社会教育センター以外の施設について、これと同じようなものが出ていましたね。

社会教育スポーツ課長 5月11日付けの「広報すぎなみ」において、このシステムについて既に周知をしています。施行については、先ほど庶務課長が申し上げたように、6月1日でございます。

1点だけ補足で説明をいたします。従来は1回で抽選をしていました。しかも申込みについては、10カ所を同時に1次の抽選ですべて申し込むという形のものを、今回からは2回に分けて、1回あたりは従来の半分の5カ所まで申し込める。しかも、7つの地域のうち1つを選んで申し込むという形に変更しております。従来1回で10の枠にしますと、かなり倍率が高く、なかなか取れません。しかも、当たっても使わないという部分がありましたので、その辺りを今回改善することで、2回に分けて行う形にしたものです。

委員長 ほかにございませんでしょうか。それでは、この件については、議案どおり可決してよろ

しいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして日程第3、報告事項の聴取に入ります。初めに、「訴訟の判決結果」について、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 資料はございません。口頭で大変恐縮ですが、ご報告させていただきます。

学校給食調理業務の委託にともなう公金支出等差し止め請求事件等の判決について、5月19日に東京地裁での判決が下りましたので、報告いたします。

本判決は、平成13年8月29日に経理課長に対し、杉並区立学校における学校給食調理業務委託にともなう公金支出契約の締結、債務負担調査への記載を行うことの差し止めを求め、東京地方裁判所に提起された公金支出等差し止め請求住民訴訟事件、及び平成14年5月23日に杉並区長及び杉並区経理課長に対して、学校給食調理業務にともない支出された3,823万500円の損害賠償の支払いを求め、提起された公金支出損害賠償住民訴訟事件に対するものでございます。

請求の内容ですが、「平成14年度、15年度において、桃井第五小学校、高円寺中学校、及び天沼中学校の学校給食調理業務に関して、業者との間で委託契約を締結してはならない。杉並区に対して3,823万500円、及びこれに対する平成14年4月1日からの支払い済みまでの年5分の割合による金員を支払え」というものが請求の主な内容でございます。

争点ですが、学校給食法に違反しているか、労働者派遣法に違反しているか、職業安定法に違反しているか、地方財政法に違反しているか、ということが争われたものです。

判決は、「原告らの訴えのうち、平成14年度の会計年度における学校給食調理業務委託契約の締結の差し止め請求に関わる訴えについては却下する。原告らのその余の請求は、いずれも棄却する」という判決です。判決の理由は、「契約終了後の差し止め請求は、訴えの利益を欠く。学校給食法は直営を原則としていない。また、安全管理面においても、委託による危険性は高いとはいえない。委託契約自体は労働者派遣には当たらず、また職業安定法にも違反していない。人件費が委託費を上回っていることをもって直ちに地方財政法に違反するものではない」ということで、先ほど申し上げた判決が下されたものでございます。以上です。

委員長 では、ご質問等ございますか。

大蔵委員 新聞に「控訴する」と書いてありましたから、多分裁判はまだ続くのですね。

庶務課長 控訴は、送達を受けた日から2週間ということですので、原告側の判断でなされる可能性があります。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは最後に、「杉並区子ども読書活動推進委員会」の設置について、中央図書館次長からご説明をお願いいたします。

中央図書館次長 「杉並区子ども読書活動推進委員会」の設置について報告させていただきます。資料の設置要綱をご覧ください。まず、委員会の設置の目的ですが、昨年度策定した「杉並区子ども読書活動推進計画」に基づき、区民との協働による子どもの読書活動の推進を図るため、「杉並区子ども読書活動推進委員会」の設置を行うものであります。

第2条、所掌事項として、推進委員会は、次に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べるとともに、教育委員会と協働して子ども読書活動の推進を図るということで、(1)と(2)の事項を掲げています。

第3条、構成。次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する委員8名以内をもって構成するというので、学識経験者、子ども読書活動関係団体から推薦を受けた者、公募による区民、区立小中学校の図書担当の教職員、このような形を取っています。任期については、第4条、委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前任委員の残任期間とする。

第5条、委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。会議と庶務、委任規定を設けて、平成16年4月1日から適用するという形を取っています。

それから、要綱の3条に規定する推進委員会の構成メンバーについてですが、この間関係団体への推薦依頼や広報を使つての公募等を行いまして、別添の資料に記載しております方々を選考させていただいているところです。別添資料を見ていただきますと、区立小中学校の図書担当教職員から、高井戸三小の大石校長先生、杉森中の池田校長先生。子ども読書活動関係団体からの推薦を受けた方として、杉並文庫・サークル連絡会の岸代表。公募による区民の方として、4月21日の広報で掲載して、5月7日まで公募期間を置いたところ、12名の方に応募いただきました。中央図書館の中に選考委員会を設け、慎重に選考した結果、ここに書かれているとおり熱田としみさん、海保直美さん、杉田貴子さんの3名を選考したところです。学識経験者としては、東京大学大学院教育学研究科の秋田教授と、有川絵本館代表・編集者。以上の8名の方のご承諾を得たところです。

要綱にあるとおり、以上の8名について教育委員会として6月1日に委嘱をする予定でございます。以上です。

委員長 では、ご質疑をお願いいたします。

大蔵委員 うろ覚えで申しわけありませんが、アクションプランに関連して、子ども文学賞みたい

なものを作るというようなことが書いてありますが、それにはこの委員会が担当するのですか。

中央図書館次長 まさにこの推進委員会のひとつの所掌事項として、子ども読書の推進月間の設定や、子ども文学賞の選定等は、この委員会にお願いしたいと考えています。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 ご質問、ご意見がないようですので、これをもちまして報告事項の聴取を終わらせていただきます。予定されました日程は、これで終わります。

庶務課長 次回の日程ですが、6月9日は定例会を休会とさせていただきます、6月23日水曜日、午後2時からでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 では、これをもちまして教育委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。